

特定非営利活動法人ポラーノ
助成金規程

(総則)

第1条 この規程は、「特定非営利活動法人ポラーノ」の「助成金」に関する事項を定める。

(対象)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、スポーツの振興・発展に寄与する活動を行う団体とする。特に少年を対象とする育成中心事業とする。

(補助の申込み)

第3条 助成金の交付を希望する者は、その所属する団体を通じて、申請書及び活動に関する事項を記載した書類を提出しなければならない。

(募集)

第4条 募集に関する事項は各競技団体を通じて募集する。

(決定)

第5条 助成金の交付対象者の審査及び交付を認める決定はポラーノ理事会が行う。

(交付)

第6条 助成金の交付は、原則として申請者の所属する団体への寄附金として交付する。助成金の額は、1競技団体 20万円とする。

(会計年度)

第7条 助成金の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受けた者は、活動成果の報告を行なわなければならない。

(事業報告書)

第9条 助成金の交付を受けた物は、指定する期日までに、事業報告書を提出しなければならない。

(会計報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、指定する期日までに所定の収支決算書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 助成金の交付を受けた者が、次の各号の1に該当する場合には、理事会の議決に基づき、助成金の一部または全部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金を本来の目的以外に使用したとき。
- (2) 助成金の交付を受けた活動を実施しなかったとき。
- (3) 正当な理由なくして、報告の義務を怠ったとき。
- (4) その他、この規程に違反したとき。

(雑 則)

第 12 条 この規定に定めのない事項については、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

(書類)

第 13 条 申請、報告書は以下とする

- ・ 助成金申請書、助成事業計画書、助成事業予算書、助成金口座振込依頼書
助成事業実績報告書、助成事業報告書、助成事業収支決算書

附 則 1. この規程は、理事会の議決を得て、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。